

# 公 示

公示第 6 6 号

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃組替え申請の審査基準等について」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃組替え申請の審査基準等について」（平成 2 8 年 3 月 2 8 日付け公示第 8 8 号）を別紙のとおり一部改正する。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別紙「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃組替え申請の審査基準等について」

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第 88 号</p> <p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業の運賃組替え申請の審査基準等について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の運賃組替え申請に係る審査基準等を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成 28 年 3 月 28 日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 江角 直樹</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 自動認可運賃の組替え</p> <p>(1) 運賃組替え手続きの開始等</p> <p>① 運賃適用地域ごとに、原則として最初の運賃組替え申請があったときから 3 ヶ月の期間の間に申請を受け付けることとし、申請率（当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数に占める申請があった法人事業者の車両数の合計の割合をいう。以下同じ。）が <u>5</u> 割以上となった場合には、3 ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃組替え手続きを開始することとする。</p> <p>② 運賃組替え申請に当たっては、原価計算書の添付は省略できるものとする。</p> <p>③ 申請内容において、1. に適合しない場合は、運賃改定の申請として取り扱うこととする。</p> <p>④ 運賃組替え手続き開始後において、申請の取り下げにより申請率が <u>5</u> 割を下回る事態になった場合には、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」（平成 14 年 7 月 1 日付公示第 15 号）</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第 88 号</p> <p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業の運賃組替え申請の審査基準等について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業の運賃組替え申請に係る審査基準等を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成 28 年 3 月 28 日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 江角 直樹</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 自動認可運賃の組替え</p> <p>(1) 運賃組替え手続きの開始等</p> <p>① 運賃適用地域ごとに、原則として最初の運賃組替え申請があったときから 3 ヶ月の期間の間に申請を受け付けることとし、申請率（当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数に占める申請があった法人事業者の車両数の合計の割合をいう。以下同じ。）が <u>7</u> 割以上となった場合には、3 ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃組替え手続きを開始することとする。</p> <p>② 運賃組替え申請に当たっては、原価計算書の添付は省略できるものとする。</p> <p>③ 申請内容において、1. に適合しない場合は、運賃改定の申請として取り扱うこととする。</p> <p>④ 運賃組替え手続き開始後において、申請の取り下げにより申請率が <u>7</u> 割を下回る事態になった場合には、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」（平成 14 年 7 月 1 日付公示第 15 号）</p>

以下「審査基準公示」という。) 2 (2) に基づく処理を行う。この場合において、「運賃改定」を「運賃組替え」と読み替えるものとする。

⑤運賃組替え手続きの開始に至らなかったとき及び運賃組替え手続きが中止となったときは、それぞれ申請事業者について、道路運送法第9条の3第2項第4号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

(2) ~ (5) (略)

#### 4. 公定幅運賃の組替え

##### (1) 運賃組替え手続きの開始等

① 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」(平成21年法律第64号。以下「タクシー特措法」という。)の特定地域又は準特定地域(以下「特定地域等」という。)に適用される公定幅運賃を組み替える場合は、以下のイ又はロに従い、口の基準を満たす場合、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに組替え手続きを開始することとする。

イ 運賃適用地域に属する全ての営業区域が特定地域等に指定されている場合「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」(平成26年1月27日付公示第78号。以下「公定幅運賃公示」という。)5.(1)(ア)の規定を準用する。この場合において、「公定幅運賃の変更」を「公定幅運賃の組替え」と読み替えるものとする。

ロ 運賃適用地域に属する一部の営業区域が、特定地域等に指定されている場合「公定幅運賃公示」5.(1)(イ)(a)・(b)のいずれか又は両方において、原則として要請書又は組替え申請の提出があったときから3ヶ月の期間の間に、(a)における要請書を提出した事業者と、(b)における申請書を提出した事業者との合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車両数の5割以上となること。

この場合において、「公定幅運賃公示」5.(1)(イ)(a)・(b)の「公定幅運賃の変更を求める旨の要請書」を「公定幅運賃の組替えを求める旨の要請書」、「運賃改定申請」を「運賃組替え申請」に読み替えることとする。

また、特定地域等と特定地域等以外の営業区域との両方に営業区域を有する法人タクシー事業者については、申請書のみで足りることとし、車両数の計上においても、重複計上は行わないこととする。

②~③ (略)

(2) ~ (6) (略)

5. ~6. (略)

以下「審査基準公示」という。) 2 (2) に基づく処理を行う。この場合において、「運賃改定」を「運賃組替え」と読み替えるものとする。

⑤運賃組替え手続きの開始に至らなかったとき及び運賃組替え手続きが中止となったときは、それぞれ申請事業者について、道路運送法第9条の3第2項第4号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

(2) ~ (5) (略)

#### 4. 公定幅運賃の組替え

##### (1) 運賃組替え手続きの開始等

① 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」(平成21年法律第64号。以下「タクシー特措法」という。)の特定地域又は準特定地域(以下「特定地域等」という。)に適用される公定幅運賃を組み替える場合は、以下のイ又はロに従い、口の基準を満たす場合、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに組替え手続きを開始することとする。

イ 運賃適用地域に属する全ての営業区域が特定地域等に指定されている場合「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」(平成26年1月27日付公示第78号。以下「公定幅運賃公示」という。)5.(1)(ア)の規定を準用する。この場合において、「公定幅運賃の変更」を「公定幅運賃の組替え」と読み替えるものとする。

ロ 運賃適用地域に属する一部の営業区域が、特定地域等に指定されている場合「公定幅運賃公示」5.(1)(イ)(a)・(b)のいずれか又は両方において、原則として要請書又は組替え申請の提出があったときから3ヶ月の期間の間に、(a)における要請書を提出した事業者と、(b)における申請書を提出した事業者との合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車両数の7割以上となること。

この場合において、「公定幅運賃公示」5.(1)(イ)(a)・(b)の「公定幅運賃の変更を求める旨の要請書」を「公定幅運賃の組替えを求める旨の要請書」、「運賃改定申請」を「運賃組替え申請」に読み替えることとする。

また、特定地域等と特定地域等以外の営業区域との両方に営業区域を有する法人タクシー事業者については、申請書のみで足りることとし、車両数の計上においても、重複計上は行わないこととする。

②~③ (略)

(2) ~ (6) (略)

5. ~6. (略)

附 則

本公示は、平成28年3月28日から適用する。

附 則（令和4年12月13日付け公示第70号で一部改正）

改正後の規定は、既に申請のあったものにも遡及して適用する。

附 則（令和6年12月24日付け公示第66号で一部改正）

1. 改正後の規定は、令和6年12月24日以降に申請のあったものから適用し、既に申請のあったものにも遡及して適用する。

2. 記3.（1）及び記4.（1）①（ロ）の規定における申請率を満たした場合であっても、改正前の運賃適用地域における申請率が5割以上となった場合、改正前の当該運賃適用地域に限り、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃組替え手続を開始できるものとする。

3. 記3.以降の規定は、当面の間、改正前の運賃適用地域ごとに適用できるものとする。

附 則

本公示は、平成28年3月28日から適用する。

附 則（令和4年12月13日付け公示第70号で一部改正）

改正後の規定は、既に申請のあったものにも遡及して適用する。